

調査部長の更迭

昭和二十二年十月十六日調査部長左右田技官死去のため本多技官が後任調査部長として同日付を以つて發令された。

前調査部長左右田武夫氏は昭和四年東京帝國大學經濟學部を卒業後財團法人協同會、財團法人人口問題研究會を経て昭和十四年八月人口問題研究所の創立せらるゝと同時に任官、昭和二十一年五月研究所の改組と同時に調査部長となり戦後の我が國人口問題の調査研究の企劃指導に當り特に農村人口收容力調査や産兒制限實際調査の立案及び施行につくされるところ極めて大きかつた。

研究報告會の開催

昭和二十二年第四四半期における定例研究報告會の報告題目、及報告者名は次の如くである。

- 十月三日 篠崎技官 身體的特長及生物學的遺傳
- 十月十日 篠崎技官 健康と身體的發展
- 十月二十四日 本多技官 國家資源調査局人口問題委員會報告

「アメリカの生活における文化的多様性について」
十一月十四日 中島技官

奈良の農村調査報告
十一月二十一日 鹽月囑託

精神、神經病學最近の傾向
十一月二十八日 黑田囑託

ウオーレス「六千萬人の雇傭」
十二月五日 中島技官

農家の生活形態と人口收容力
十二月二十二日 三國技官

將來における産業別人口の推計

研究資料の作成

昭和二十二年第四四半期において作成した人口問題研究資料の資料番號、題目及び執筆者は左の如くである。

- (18) 過剩人口論の史的展望 其の二 執筆者
- (19) リューメリンの過剩人口論 三國技官
- (20) パーバ・ワードの植民地バランスシート論 島村技官
- (21) 年齢別子女扶養費に就いて 三國技官
- (22) 産兒制限實際調査結果の概要 篠崎技官
- (23) アメリカ人口問題資料 其の一 島村技官
- (24) アメリカ人口問題資料 其の二 篠崎技官
- (25) アメリカ人口問題資料 其の三 篠崎技官
- (26) アメリカ人口問題資料 其の四 本多技官
- (27) アメリカ人口問題資料 其の五 中島技官

(27) アメリカ人口問題資料 其の六 中島技官
(28) アメリカ人口問題資料 其の七 本多技官
(29) フェアチャイルドの移民無効論について 島村技官

(30) ワードの日本移民不必要論について 島村技官

研究所官制の一部改正

昭和二十二年十二月二十七日政令第二百八十六號厚生省官制中改正により本研究官制の一部も改正された。之を掲ぐれば左の如くである。

厚生省官制中改正 (昭和二十二年十二月二十七日) 政令第二百八十六號

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百九十三人 專任千八百八十八人」を

「專任三百三十二人 專任二千四百七十九人」に、同條厚生技官の部中「專任二千六百八十二人」を「專任二千六百八十八人」に改める。

第二條 引揚援護院官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生事務官の部中「專任百四十八人」を「專任百六十三人」に改める。

第三條 衛生試驗所官制の一部を次のように改正する。

第三條 厚生事務官の部中「專任三人」を「專任六人」に改める。

第四條 國立少年教護院官制の一部を次のように改正

に改める。

する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第五條 公衆衛生院官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任四人」を「専任七人」に改める。

第六條 人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第七條 検疫所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任二十七人」を「専任四十二人」に改める。

第八條 国立染毒研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任三人」を「専任六人」に改める。

第九條 予防衛生研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任十人」を「専任十三人」に改める。

附則
この政令は、公布の日から、これを施行する。

生活保護法並に施行令等の公布
政府は現下の社會經濟情勢に鑑み、民主々義的な社會福祉を増進するため、昭和二十一年九月七日附を以て生活保護法を公布し、同年十月一日より施行すること

となり、夫々、同年九月十九日附で同法施行令 九月二十日附で同令施行規則を公布した。

生活保護法 (昭和二十一年九月七日) 法律 第十七號

第一章 總 則

第一條 この法律は、生活の保護を要する状態にある者の生活を、國が差別的又は優先的な取扱をなすこととなく平等に保護して、社會の福祉を増進することを目的とする。

第二條 左の各號の一に該當する者には、この法律による保護は、これをなさない。

- 一 能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生計の維持に努めない者
- 二 素行不良な者

第三條 扶養義務者が扶養をなし得る者には、急迫した事情がある場合を除いては、この法律による保護は、これをなさない。

第二章 保護機關

第四條 保護は、保護を受ける者の居住地の市町村長（東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ）、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行ふ。

第五條 民生委員令による民生委員は、命令の定めるところにより、保護事務に關して市町村長を補助する。

第三章 保護施設

第六條 この法律において保護施設とは、この法律による保護を目的とする施設又はこの法律による保護を受ける者の援護のために必要な施設をいふ。

前項の援護とは、宿所の提供その他この法律による保護を全うするため必要な事項で命令をもつて定めるものをいふ。

第七條 市町村が保護施設を設置しようとするときは、その設備について、地方長官の認可を受けなければならない。

市町村以外の者（都道府縣を除く。以下同じ。）が保護施設を設置しようとするときは、地方長官の認可を受けなければならない。

第八條 前條第二項の規定により設置した保護施設は、市町村長が保護又は援護のため行ふ委託を拒むことができない。

第九條 この法律で定めるものの外、保護施設の設置、管理、廢止その他保護施設に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 保護の種類、程度及び方法

第十條 保護は、生活に必要な限度を超えることができない。

第十一條 保護の種類は、左の通りである。

- 一 生活扶助
- 二 醫療
- 三 助産
- 四 生業扶助
- 五 葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は、勅令でこれを定める。

第十二條 市町村長は、必要と認めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委託